

## 障害福祉サービス（重度訪問介護）ご利用料金表（24年4月改正）

利用料金については、下記に記載の表1のとおりです、  
（利用者負担の軽減措置については表2のとおりです。）

表1（利用料金表）

重 度 訪 問 介 護		
1時間未満	1,810円	*2人対応の場合は200/100 *夜間・早朝 25/100加算
1時間以上1時間30分未満	2,710円	深夜 50/100加算
1時間30分以上2時間未満	3,620円	*特別地域加算 15/100加算 *緊急時対応加算 1回につき 1000円加算
2時間以上2時間30分未満	4,520円	（月2回を限度）
2時間30分以上3時間未満	5,420円	*初回加算 1月につき 2000円 *利用者負担上限額管理加算
3時間以上3時間30分未満	6,320円	（月1回を限度） 1回につき 1500円加算
3時間30分以上4時間未満	7,230円	*重度障害者の場合は 15/100加算
4時間以上8時間未満	8,080円に30分を増すごとに+850円	*障害程度区分6に該当する場合は 75/100加算
8時間以上12時間未満	14,880円に30分を増すごとに+850円	*処遇改善加算(I)総額の7.8/100/月 *移動介護加算（1回につき）
12時間以上16時間未満	21,630円に30分を増すごとに+800円	1時間未満 1000円加算 1時間以上1時間30分未満 1250円加算 1時間30分以上2時間未満 1500円加算
16時間以上20時間未満	28,090円に30分を増すごとに+860円	2時間以上2時間30分未満 1750円加算 2時間30分以上3時間未満 2000円加算 3時間以上 2500円加算
20時間以上24時間未満	34,910円に30分を増すごとに+800円	

- ① 通常の事業の実施地域以外の地域に居住される利用者に対してサービスを提供する場合は、通常の事業の実施地域を超えた地点から路程1キロメートル当たり25円を実費としていただきます。
- ② 提供サービスが介護給付費の適用を受ける場合、原則として利用料の1割をお支払いいただきます。※但し、介護給付費を償還払い（いったんあなたが利用料の全額を払い、その後、市町から9割の払い戻しを受ける方法）の方法をご希望の場合は、お申し出ください。
- ③ 提供サービスが介護給付の適用を受けない部分については、利用料全額をお支払いいただきます。
- ④ 当事業者は、あなたに対し、サービスの利用回数及び当月の利用料等の内訳を記載した利用料明細書を作成し請求書に添付して請求先に送付します。
- ⑤ 利用者の個人負担金は、当月分を翌月末に徴収する事とし現金徴収、または口座振替による支払いとします。その当月分の請求明細書は翌月25日までに利用者宛、または、その希望される宛先へ送付することとします。
- ⑥ サービス証明書が必要な場合お申し出ください。

- ⑦ 原則としてキャンセル料はいただきませんが、故意に事業所の運営に影響を及ぼすと判断される場合はこの限りではありません。

時 期	キャンセル料	備 考
サービス利用日の前々日まで	無料	
サービス利用日の前日まで	利用者負担金の50%	
サービス利用日の当日	利用者負担金の100%	

- ⑧ 1人の介護職員による介護が困難と認められる場合等で、利用者の同意のもと2人の介護職員でサービスを提供した場合は、2倍の利用者負担額をいただきます。
- ⑨ 介護給付費対象のサービスの利用者負担額は上限が定められています。当事業所を利用者負担の上限管理事業所に選任される場合には、サービス利用開始の際にその旨をお申し出ください。
- ⑩ 外出時の移動中の介護において介護職員に公共交通機関の交通費、入場料などが必要な場合、その実費をいただきます。(サービス利用時、その都度ご負担いただきます。)